

---

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| プロジェクト | 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い |
| 項目     | 第 159 回実務対応専門委員会で聞かれた意見          |

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 159 回実務対応専門委員会（2023 年 8 月 28 日開催）で議論された、「実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（以下「公開草案」又は「本実務対応報告」という。）に対するコメントの全文とそれらに対する対応案について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局によるコメント対応案について聞かれた意見

### 項目5) 貸倒引当金の取扱いについて

2. コメント提供者は、保有する電子決済手段に換金リスクが生じる蓋然性が一定程度あることを前提に貸倒引当金のような会計処理の設定を求めているが、公開草案の結論の背景 BC 第 30 項では換金リスクは、「通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる」と記載しており、換金リスクに対する評価について相違がある。現状のコメント対応案では換金リスクについて記載がないため、この点を補足することが考えられる。

### 項目9) 他の資産の預託に関する取扱いについて

3. コメント対応案の記載に関し、金銭信託については、現状、明確な規定がないが、実務対応報告 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 38 号」という。）の暗号資産については定めがある。利用者は、暗号資産と電子決済手段を同種の資産としてイメージしていることも考えられるため、利用者の理解を促す観点から、実務対応報告第 38 号との違いについては説明を追加することを検討いただきたい。
4. 内閣府令において暗号資産交換業者が利用者の金銭を信託で区分管理する場合の信託財産に属する金銭の運用に関して、金融商品取引業者等の顧客分別金信託の要件に係る規定を準用する旨の定めがあることから、コメント対応案の「金融商品取引業者等」の「等」には暗号資産交換業者が含まれることになるが、現状の記載では分かりづらいため記載を

修正することが望ましいと考えられる。

5. 実務対応報告第38号の暗号資産の預託については、公開草案の結論の背景BC第41項において、権利の移転に着目してオンバランスするとの背景について記載しているため、コメント対応案において、実務対応報告第38号について検討している旨や実務対応報告第38号における考え方について記載を追加することが望ましいと考える。

#### **項目10) 顧客分別金信託等の実務と異なる取扱いとする理由について**

6. 本実務対応報告では、預託した電子決済手段を運用できず、利息や配当等が電子決済手段等取引業者に帰属することがないことを前提としているが、仮に今後、電子決済手段等取引業者等が収益受益者となるような取引等が発生した場合には証券会社の顧客分別金信託における現行実務と同様にオンバランスする会計処理があり得るのかについて確認したい。また、金銭の信託と預託電子決済手段に係る収益受益者の違いについて、結論の背景で記載することが難しければ、コメント対応案で記載することも考えられるのではないかと。

#### **項目11) 預託電子決済手段について信託を設定するまでの間の会計処理について**

7. 預託されてから信託されるまでの期間について特に対応しないとのコメント対応案について、当該期間において電子決済手段に係る権利が電子決済手段等取引業者等の仲介者に移転していることを前提としているか、又は権利が移転していないことを前提としているか確認したい。

#### **項目13)及び21) 電子決済手段の表示について**

8. コメント対応案における「その性質を示す適切な科目で表示」との記載は、電子決済手段は、貸借対照表上の表示において基本的には現金には該当しないという理解で良いか確認したい。その場合、実務対応報告の本文又はコメント対応案においてその旨を明確にすることが望ましいと考える。
9. 貸借対照表の表示について、現金及び預金に含めないことを想定しているのであれば、実務対応報告の本文に記載すべきと考える。
10. 電子決済手段について性質上現金及び預金に類似するものの、法的性質としては別のものという整理自体には異論はないが、貸借対照表上で現金及び預金の範囲に含めることが否定されるのか、重要性によっては含めることを想定しているのか確認したい。後者の場合、コメント対応案の記載にその点を反映することが望ましいと考える。
11. コメント対応案の記載について、貸借対照表上の「現金及び預金」とキャッシュ・フロー

計算書上の「現金」のどちらを意味しているのかがより明確になるように、記載を見直していただきたい。

12. 項目 13) のコメント対応案について、現在の記載では電子決済手段を現金及び預金に含めることが前提になっているとも読み取れるため、項目 21) へのコメント対応案との整合性を踏まえ記載の見直しを検討いただきたい。
13. 電子決済手段に重要性がない場合に、流動資産のその他に含めるのかそれとも現金及び預金の方に含めて良いのかといった細かな取扱いまで記載する必要はないと考える。

#### **項目18) 事例や取引例について**

14. 現時点では電子決済手段の発行事例がない中で具体的な例を示せないことは理解できるが、イメージ図のようなものを会計基準に記載するのが難しければ、「公表にあたって」において参考図等を示すことも関係者の理解を促す意味で有益と考える。

#### **項目22) 券面額と取得価額又は金銭の授受額との差額の取扱いについて**

15. コメント対応案の記載について、現状、事例がないため分析が難しいという趣旨の記載を追加することが望ましいと考える。

以 上